

第19期 定時株主総会

招集ご通知



証券コード：8423

日 時

平成30年6月21日(木曜日)午前10時

場 所

T K P ガーデンシティ竹橋 ホール10B

目 次

1	株主の皆様へ
2	招集ご通知
4	事業報告
27	連結計算書類
30	計算書類
33	監査報告
39	株主総会参考書類

株主の皆様へ



代表取締役

菅 原 猛

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第19期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、謹んでご挨拶申し上げます。

当社を取り巻く環境は、金融緩和政策の長期化により資金の過剰感がますます顕著になってきていることや、テクノロジーの急速な進化による技術革新の波が押し寄せてきていること等により、競争が激しく大きな変革が求められる状況にあります。

そのような中で、当社は平成29年1月26日付で芙蓉総合リース株式会社のグループとなり、同社が有する顧客基盤、金融ノウハウ、人材等のリソースを最大限活用することにより、事業の拡大、企業価値の向上を目指して取り組んでおります。

その結果、事業会社様向け債権早期買取サービス「フレックスペイメントサービス（FPS）」や医療・介護事業者様向け債権早期買取サービス「FPSメディカル」のファイナンスサービスは、新規成約等により債権取扱高が増加傾向にあり、グループ連携による効果が徐々に現れてきております。

また、もう一方の事業の柱であるBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスは、企業の恒常的な人手不足により需要が高まっており、最新のテクノロジーを活用することによりサービス内容の向上、効率化を進め、新規の顧客開拓に注力しております。

以上のように、今後も当社は芙蓉リースグループにおいて、小口・短期の金融と周辺オペレーションにおけるBPOサービスを基軸としたオンリーワンの企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成30年5月

証券コード 8423
平成30年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目28番44号
ア ク リ ー ティ ブ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 菅 原 猛

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号
住友商事竹橋ビル10F
T K P ガーデンシティ竹橋 ホール10B
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第19期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の
報酬限度額改定の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.accretive.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.accretive.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用環境の改善により、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化や米国の財政・金融政策の動向、世界各地の地政学リスクの高まりといった懸念すべき事項も多いことから、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような環境の下、当社グループはドン・キホーテグループをはじめとする既存取引の更なる深耕に加え、芙蓉総合リースグループの経営資源を有効活用することで、小口、短期の金融と周辺オペレーションにおけるBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスを事業ドメインとしたオンリーワンの企業を目指して、事業の拡大に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、企業の資金調達環境が引き続き良好であり、当社にとって厳しい状況が続く中、アセットビジネス事業の収益確保に努めるとともに、ソリューション事業の業務効率化に積極的に取り組んでまいりました。また、医療・介護分野における地域金融機関等との協業や整骨院向けファイナンスサービスなど新たな商品の開発を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、債権取扱高229,943百万円（前期比11.5%増）、営業収益3,020百万円（前期比12.5%減）、営業利益1,352百万円（前期比20.6%減）、経常利益1,358百万円（前期比21.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益905百万円（前期比70.7%減）となりました。

なお、平成29年1月に売却したストアークルーズ(株)の連結除外の影響等により、当連結会計年度の業績は前期を下回っております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(アセットビジネス事業)

医療・介護分野における収益は増加したものの、主要取引先であるドン・キホーテグループの債権買取収益が減少したことにより、セグメントの営業収益は1,821百万円（前期比0.6%減）、営業利益は893百万円（前期比2.1%減）となりました。

(ソリューション事業)

主要取引先であるドン・キホーテグループからの業務受託収益は増加したものの、ストアークルーズ(株)の連結除外により、セグメントの営業収益は1,221百万円（前期比25.2%減）、営業利益は953百万円（前期比20.2%減）となりました。

<セグメント別の営業収益>

事業区分	第18期 (平成29年3月期)		第19期 (平成30年3月期) (当連結会計年度)		前期比 増減
	金額	構成比	金額	構成比	増減率
	百万円	%	百万円	%	%
アセットビジネス事業	1,832	53.1	1,821	60.3	△0.6
ソリューション事業	1,633	47.3	1,221	40.4	△25.2
調整額	△14	△0.4	△22	△0.8	58.3
合計	3,450	100.0	3,020	100.0	△12.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は140百万円であります。

その主な内容は、アセットビジネス事業におけるソフトウェアの取得83百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために親会社である芙蓉総合リース株式会社及び取引金融機関11行と総額31,668百万円の当座貸越契約等を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は9,061百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (平成27年3月期)	第 17 期 (平成28年3月期)	第 18 期 (平成29年3月期)	第 19 期 (平成30年3月期) (当連結会計年度)
営 業 収 益 (千円)	3,068,100	3,623,389	3,450,945	3,020,375
経 常 利 益 (千円)	1,486,077	1,850,610	1,739,531	1,358,743
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,455,503	1,729,824	3,088,523	905,404
1株当たり当期純利益 (円)	33.96	40.36	72.06	21.12
1株当たり純資産額 (円)	126.66	170.89	239.42	255.99
総 資 産 (千円)	20,894,629	21,460,171	22,255,086	23,525,541
純 資 産 (千円)	5,428,836	7,390,670	10,268,580	10,978,864

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は芙蓉総合リース株式会社であり、同社は当社株式21,859,000株（議決権比率51.00%）を保有しております。

当社は同社との間で極度貸付契約を締結しており、資金の借入を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、借入利率は市場条件を勘案して双方協議のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)メディカル・ペイメント	18,000千円	100.0%	アセットビジネス事業 ソリューション事業
アクリーティブ・メディカル サ ー ビ ス (株)	90,000千円	100.0%	アセットビジネス事業
アクリーティブ・ファイナン ス (株)	30,000千円	100.0%	アセットビジネス事業
Accretive Holdings (Thailand) Co., Ltd.	2,000千 タイバーツ	49.0%	アセットビジネス事業
Accretive (Thailand) Co., Ltd.	50,000千 タイバーツ	73.8% (25.0%)	アセットビジネス事業
A c c r e t i v e A s s e t M a n a g e m e n t (T h a i l a n d) C o . , L t d .	25,000千 タイバーツ	49.0% (49.0%)	アセットビジネス事業

(注) 1. () は、間接所有割合で内数であります。

2. Accretive Holdings (Thailand) Co., Ltd.及びAccretive Asset Management (Thailand) Co.,Ltd.については、当社の議決権比率はいずれも49.0%であります。実質的に支配しているため子会社としております。

3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「アセットビジネス事業」において、従来から提供している債権買取サービス（F P S）の深耕による収益基盤の強化を図るとともに、IT技術等を活用した既存サービスの革新、付带的価値の創出に取り組むことで、主力サービスである「F P S」の収益性の向上、収益機会の多角化を図ってまいります。

また「ソリューション事業」においては、お客様の抱える多種多様な課題を解消すべく、サービスラインナップを増やすとともに、IT技術を取り入れたBPOサービスの拡充を目指してまいります。

一方海外においても、タイにおける既存ビジネスの深耕と新たなビジネスラインの拡充、さらに他のASEAN地域の国への進出を図り、成長が期待されるASEAN市場での事業展開を進めてまいります。

これらの成長戦略を実現するため、親会社である芙蓉総合リース株式会社の顧客基盤及び金融ノウハウなどを最大限に活用するとともに、当社内においては、人材の育成・確保の推進や、より強固なガバナンス体制の構築など、経営基盤の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年 3月31日現在)

事業区分	事業内容
アセットビジネス事業	(F P S) 商品等の納入により納入企業（売掛債権者）が保有している支払企業（買掛債務者）に対する売掛債権を、期日前に当社が買い取る（早期現金化）ことで、納入企業の資金繰りを支援。 (F P S メディカル) 医療機関及び介護事業者等に対し、診療報酬債権及び介護給付債権等の早期支払サービスを提供。 また、整骨院（接骨院）向けには、ファイナンスサービス（融資）を提供。 (海外) タイ王国の現地法人において、当該国バンコク市内で債権買取を中心とした金融サービスを提供。 また、同国内においては、サービシング事業を合わせて展開。
ソリューション事業	支払企業側における仕入れ伝票の仕分け・入力作業、仕入元帳作成業務、買掛金確定業務、支払代行業務等の経理事務を受託。

(6) 主要な事業所等 (平成30年3月31日現在)

① 当社

新川事業所

本八幡事業所

大阪支店

東京都中央区

千葉県市川市

大阪府大阪市

② 子会社

(株)メディカル・ペイメント

アクリーティブ・メディカルサービス(株)

アクリーティブ・ファイナンス(株)

Accretive Holdings (Thailand) Co., Ltd.

Accretive (Thailand) Co., Ltd.

Accretive Asset Management

(Thailand) Co., Ltd.

東京都中央区

東京都中央区

東京都中央区

タイ王国バンコク市

タイ王国バンコク市

タイ王国バンコク市

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アセットビジネス事業	54 (5) 名	3名増 (5名減)
ソリューション事業	38 (164)	2名増 (11名増)
全社（共通）	24 (2)	3名増 (－)
合 計	116 (171)	8名増 (6名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100 (171) 名	7名増 (6名増)	36.1歳	5.09年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	4,622百万円
(株) 三井住友銀行	2,580
農林中央金庫	2,500
(株) 新生銀行	1,000
Bangkok Bank Public Co.,Ltd.	207

(注) 1. 当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために親会社である芙蓉総合リース株式会社及び取引金融機関11行と総額31,668百万円の当座貸越契約等を締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は9,061百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 73,282,800株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 43,427,500株 |
| (3) 株主数 | 4,661名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
芙蓉総合リース株式会社	21,859,000株	51.00%
株式会社ドンキホーテ ホールディングス	11,207,400	26.15
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（信 託 口）	791,600	1.85
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	761,100	1.78
センコーグループホールディング ス 株 式 会 社	507,600	1.18
資産管理サービス信託銀行株式会 社（証券投資信託口）	296,500	0.69
ノムラ シンガポール リミテッド カスタマー セグ エフ ジェー 1 3 0 9 常任代理人 野村證券株式会社	288,500	0.67
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口2）	212,700	0.50
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	205,600	0.48
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口1）	161,600	0.38

(注) 1. 当社は、自己株式を566,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

		平成28年株式報酬型 新株予約権	平成29年株式報酬型 新株予約権
発行決議日		平成28年7月13日	平成29年6月20日
新株予約権の数		74個	69個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 6,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間		平成28年7月29日から 平成58年7月28日まで	平成29年7月6日から 平成59年7月5日まで
行使の条件		(注) 1,2,3,4,5	(注) 1,2,3,4,5
役員の 保有状 況	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く)	新株予約権の数 74個	新株予約権の数 69個
		目的となる株式数 7,400株 保有者数 2名	目的となる株式数 6,900株 保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権者は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。
2. 新株予約権者は、上記1.の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとします。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。

4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
 5. 新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできないものとします。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 要 点 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 社 長	菅 原 猛	Accretive Holdings (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役 Accretive (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役 Accretive Asset Management (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役 Accretive Service (Cambodia) Co., Ltd. 代表取締役
代 表 取 締 役 専 務	五十嵐 幸 一	アクリーティブ・メディカルサービス(株) 代表取締役 アクリーティブ・ファイナンス(株) 代表取締役
取 締 役	高 山 浩	財務部長兼審査部長
取 締 役	吉 田 直 樹	(株)ドンキホーテホールディングス 代表取締役専務兼CAO (株)ドン・キホーテ 取締役 (株)長崎屋 取締役 ドイト(株) 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	堀 優 二	－
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 尾 直 彦	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 賀 政 治	弁護士 (株)みずほ銀行 取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 西 勇 二	キョーリン製薬ホールディングス(株) 監査役

(注) 1. 取締役吉田直樹氏並びに取締役（監査等委員）松尾直彦氏、古賀政治氏及び小西勇二氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、取締役（監査等委員）松尾直彦氏、古賀政治氏及び小西勇二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）松尾直彦氏は、弁護士として企業法務に精通し、また、金融庁等における豊富な経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）古賀政治氏は、弁護士として企業法務に精通し、また、金融機関の取締役であることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀優二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 平成29年6月22日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって取締役平岡弘次氏は任期満了により退任し、取締役（監査等委員）高橋光夫氏、榊原清高氏及び小尾太志氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役吉田直樹氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	5名	49,932千円
取締役（監査等委員）	6	16,499
合 計	11	66,431

- (注) 1. 上記には、取締役2名（うち社外取締役0名）に対するストック・オプションによる報酬額2,401千円が含まれております。
2. 上記には、平成29年6月22日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び取締役（監査等委員）3名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役（監査等委員）の員数は当事業年度中に退任した3名を含めて7名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
4. 平成28年6月21日開催の第17期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）とすること、並びに取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与上限額を当該報酬限度額の枠内で年額20,000千円以内とすることをそれぞれ決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月21日開催の第17期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
6. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
7. 上記支払額のうち、社外取締役2名、社外取締役（監査等委員）5名の報酬の合計額は13,200千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役吉田直樹氏は、当社のその他の関係会社である㈱ドンキホーテホールディングスの代表取締役専務兼ＣＡＯであり、同社の事業会社である㈱ドン・キホーテ、㈱長崎屋及びドイツ㈱の取締役であります。当社は㈱ドン・キホーテ、㈱長崎屋及びドイツ㈱との間にアセットビジネス事業及びソリューション事業における取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）古賀政治氏は㈱みずほ銀行の取締役（監査等委員）であります。当社は㈱みずほ銀行との間で資金の借入等の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）小西勇二氏はキョーリン製薬ホールディングス㈱の監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動内容

	出席状況及び発言状況
取 締 役 吉 田 直 樹	平成29年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会に10回中8回出席し、企業経営における豊富な経験・見地に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 松 尾 直 彦	平成29年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会に10回中10回出席、また、監査等委員会に9回中9回出席し、弁護士としての専門的見地及び金融業界における豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 古 賀 政 治	平成29年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会に10回中10回出席、また、監査等委員会に9回中9回出席し、弁護士としての専門的見地及び金融業界における豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小 西 勇 二	平成29年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会に10回中10回出席、また、監査等委員会に9回中9回出席し、金融業界における豊富な経験・見地に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であったUHY東京監査法人は平成29年6月22日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームの監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等について必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行その他の状況等を考慮し、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖ることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針とし、当社の倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定めております。

「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」に基づいた、規程・手続き・マニュアルの制定、従業員の教育研修、内部通報制度の拡充等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会及び監査等委員会による監督、監査等委員、会計監査人及び当社内部監査室による監査を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を維持してまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、定款、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会議事録、監査等委員会議事録及び稟議書等を作成し、定められた期間保存することにより取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持してまいります。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社が認識すべきリスクを、「与信リスク」「インサイダー取引リスク」「反社会的勢力リスク」「社内不正リスク」「実務リスク」「情報セキュリティリスク」「システム障害リスク」「災害リスク」に区別し、各リスク毎の管理規程を定める体制・方法により、リスクの特性や重要性に応じた管理を実施しております。

かかる管理体制の維持に加えて、経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理体制の強化に継続して取り組んでまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「執行役員規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づく職務権限の委譲、「予算管理規程」に基づく計画管理及び予算統制を実施することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築しております。

またこれに加えて、業務の効率性を確保する目的で設置される会議体によるPDCAサイクルの充実を図り、かかる体制を維持・向上させてまいります。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、芙蓉総合リースグループの倫理綱領・行動規範である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を遵守し、また、当社が独自に定める各業務等に関する社内規程及びマニュアル等に基づく管理・統制を実施することによって、当社グループの独立性が尊重維持され利益が損なわれることのないよう適正に業務を行っております。

当社は、全ての子会社に取締役を派遣し、また「関係会社管理規程」に基づいて子会社の経営状況、業務遂行につき承認、報告を求める等の管理・統制を実施することで、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保しております。

各子会社における自律的な内部統制を基本としつつも、内部監査室による業務監査等の実施を通じ、子会社の業務内容等に応じてコンプライアンス、リスク管理、効率化に必要な支援・指導を実施することによって、その改善を図ってまいります。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の信頼性、すなわち財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築しております。内部統制に何らかの不備が発見された場合には、必要に応じて改善を図り、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備・維持してまいります。

⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**

当社は、監査等委員会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、所定の手続きに従って速やかに当該従業員を配置いたします。

⑧ **前項の従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査等委員会の求めに応じて前項の従業員を置いた場合、取締役からの独立性を確保し、監査等委員会から指示された職務の実効性を担保するため、人事異動等については、監査等委員会の同意を得るなど必要な措置を講じることとしております。

⑨ **当社監査等委員会等への報告に関する体制**

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会等に報告するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員会又は監査等委員に対し①当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実②取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨③その他、法令及び監査等委員会又は監査等委員が求めた事項について報告を行うこととしております。

ロ. 子会社の取締役、監査等委員、業務を執行する社員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会等に報告するための体制

当社子会社の取締役等の役員及び従業員は、当社の監査等委員会又は監査等委員が職務の執行に必要として求めた場合、速やかに当社の監査等委員会又は監査等委員に報告を行うこととしております。

また、グループ内部通報制度の整備充実化により、当社の監査等委員会又は監査等委員に適切に報告されるよう、情報ルートを整備しております。

⑩ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社及び子会社の取締役等の役員又は従業員が前項の報告をした事を理由として不利な扱いを行いません。また、内部通報取扱規程においても、監査等委員会への通報者又は報告者の保護を明記しております。

⑪ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員会又は監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

⑫ **その他監査等委員会等の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、幹部会等重要会議への出席、経営者との随時会合、重要稟議の回付、内部監査室からの業務監査結果の報告等により、監査等委員会又は監査等委員が当社における業務執行の状況を常時把握できる環境を提供することで、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実を図ってまいります。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況**

① **コンプライアンス及びガバナンスに関する取組みの状況**

当事業年度においては、企業行動規範に関するテストを実施し、コンプライアンス意識の向上に取組みました。また、内部監査につきましては、内部監査室が内部監査計画に基づき実施しております。

② **損失の危機の管理に関する取組みの状況**

当事業年度においては、取締役、幹部社員及び内部監査担当者が参加する与信会議を12回開催し、各取引先の与信状況について精査しております。

③ **職務執行の適正及び効率性の確保に関する取組みの状況**

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成されております。当事業年度において、取締役会は13回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、職務執行の効率性を確保するため、当事業年度において、部門責任者により構成される幹部会を16回開催し、各部門長の具体的な職務執行を報告し代表取締役及び管掌取締役が審議を行っております。

④ **当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況**

当社子会社につきましては、当社管理部が各子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に従い、各子会社から当社に対し、適宜事前の承認申請または報告を行っております。

また、内部監査室が、各子会社に対する内部監査を実施しており、当該職務の執行が法令・定款に適合し、また、当社グループの経営方針に則り効率的かつ牽制をもって行われていることを確認しております。

⑤ **監査等委員会監査の実効性の確保に関する取組みの状況**

監査等委員会は、監査等委員4名（うち監査等委員である社外取締役3名）で構成されております。当事業年度において、監査等委員会は14回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、常勤監査等委員による与信会議及び幹部会等の重要会議への出席や各種重要書類等の閲覧により、監査等委員会監査の実効性を確保しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を行い、監査実施状況等について適宜報告を受けるとともに、内部監査室とも緊密に連携し、監査等委員会監査の充実を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。一方で、財務体質の強化、競争力の強化及び将来の成長に備えるための内部留保の充実等の必要性も認識しており、それらを総合的に勘案した上で決定することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、4円50銭の配当を実施させていただく予定です。また、内部留保資金は、債権買取資金等に充当し、今後の事業拡大に努めてまいり所存です。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,808,734	流 動 負 債	10,516,710
現 金 及 び 預 金	5,962,689	短 期 借 入 金	9,121,480
金 銭 の 信 託	21,361	未 払 法 人 税 等	63,339
買 取 債 権	14,297,603	預 り 金	1,069,666
営 業 貸 付 金	2,081,998	賞 与 引 当 金	44,667
売 掛 金	142,219	そ の 他	217,558
繰 延 税 金 資 産	241,906	固 定 負 債	2,029,965
そ の 他	84,358	長 期 借 入 金	2,000,000
貸 倒 引 当 金	△23,403	そ の 他	29,965
固 定 資 産	716,806	負 債 合 計	12,546,676
有 形 固 定 資 産	82,448	純 資 産 の 部	
建 物	30,791	株 主 資 本	10,943,052
そ の 他	51,657	資 本 金	1,224,823
無 形 固 定 資 産	249,551	資 本 剰 余 金	293,165
ソ フ ト ウ エ ア	100,525	利 益 剰 余 金	9,498,748
電 話 加 入 権	357	自 己 株 式	△73,684
の れ ん	148,668	その他の包括利益累計額	28,929
投資その他の資産	384,806	その他有価証券評価差額金	36,890
投 資 有 価 証 券	108,092	為 替 換 算 調 整 勘 定	△7,961
繰 延 税 金 資 産	232,280	新 株 予 約 権	4,761
そ の 他	145,330	非 支 配 株 主 持 分	2,121
貸 倒 引 当 金	△100,896	純 資 産 合 計	10,978,864
資 産 合 計	23,525,541	負 債 純 資 産 合 計	23,525,541

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
アセットビジネス事業収益		1,821,500
ソリューション事業利益		
ソリューション事業収益	1,429,559	
ソリューション事業原価	230,684	1,198,874
営業収益		3,020,375
金融費用		65,028
販売費及び一般管理費		1,603,116
営業利益		1,352,231
営業外収益		
受取利息	505	
受取配当金	729	
為替差益	6,639	
その他の	1,047	8,921
営業外費用		
社債利息	2,409	
その他の	0	2,409
経常利益		1,358,743
特別損失		
固定資産除却損	9	
減損損失	38,207	38,216
税金等調整前当期純利益		1,320,526
法人税、住民税及び事業税	206,940	
法人税等調整額	208,236	415,177
当期純利益		905,348
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△55
親会社株主に帰属する当期純利益		905,404

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から)
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,224,823	293,165	8,786,217	△73,684	10,230,521
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△192,873		△192,873
親会社株主に帰属する当期純利益			905,404		905,404
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	712,531	－	712,531
当連結会計年度末残高	1,224,823	293,165	9,498,748	△73,684	10,943,052

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	38,742	△7,466	31,275	2,360	4,423	10,268,580
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△192,873
親会社株主に帰属する当期純利益						905,404
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1,851	△494	△2,346	2,401	△2,301	△2,246
当連結会計年度変動額合計	△1,851	△494	△2,346	2,401	△2,301	710,284
当連結会計年度末残高	36,890	△7,961	28,929	4,761	2,121	10,978,864

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,725,208	流 動 負 債	8,761,070
現 金 及 び 預 金	5,513,025	短 期 借 入 金	7,850,000
金 銭 の 信 託	21,361	未 払 金	159,472
買 取 債 権	10,366,327	未 払 費 用	7,808
営 業 貸 付 金	4,564,900	未 払 法 人 税 等	62,177
売 掛 金	141,768	預 り 金	615,860
前 払 費 用	6,633	賞 与 引 当 金	44,667
繰 延 税 金 資 産	239,486	そ の 他	21,084
そ の 他	8,522	固 定 負 債	2,029,038
貸 倒 引 当 金	△136,817	長 期 借 入 金	2,000,000
		そ の 他	29,038
固 定 資 産	906,620	負 債 合 計	10,790,108
有 形 固 定 資 産	71,493	純 資 産 の 部	
建 物	24,566	株 主 資 本	10,800,067
器 具 備 品	46,927	資 本 金	1,224,823
無 形 固 定 資 産	63,799	資 本 剰 余 金	2,999
ソ フ ト ウ エ ア	63,442	資 本 準 備 金	2,999
電 話 加 入 権	357	利 益 剰 余 金	9,645,928
投 資 そ の 他 の 資 産	771,327	利 益 準 備 金	44,575
投 資 有 価 証 券	108,092	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,601,353
関 係 会 社 株 式	419,726	繰 越 利 益 剰 余 金	9,601,353
繰 延 税 金 資 産	223,409	自 己 株 式	△73,684
そ の 他	21,570	評 価 ・ 換 算 差 額 等	36,890
貸 倒 引 当 金	△1,471	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	36,890
		新 株 予 約 権	4,761
資 産 合 計	21,631,828	純 資 産 合 計	10,841,720
		負 債 純 資 産 合 計	21,631,828

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
アセットビジネス事業収益		1,608,434
ソリューション事業利益		
ソリューション事業収益	1,461,115	
ソリューション事業原価	230,684	1,230,430
営業収益		2,838,864
金融費用		39,041
販売費及び一般管理費		1,507,353
営業利益		1,292,469
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	729	
為替差益	6,808	
受取賃貸料	7,545	
その他の	201	15,326
営業外費用		
社債利息	2,409	
その他の	0	2,409
経常利益		1,305,386
特別損失		
固定資産除却損	9	
減損損失	38,207	
関係会社株式評価損	79,692	117,909
税引前当期純利益		1,187,476
法人税、住民税及び事業税	205,586	
法人税等調整額	218,130	423,717
当期純利益		763,759

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 剰 益 金 計
		資 準 備	本 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 金 計 繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	1,224,823	2,999		2,999	25,287		9,049,754	9,075,042
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					19,287		△212,160	△192,873
当 期 純 利 益							763,759	763,759
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－		－	19,287		551,598	570,886
当 期 末 残 高	1,224,823	2,999		2,999	44,575		9,601,353	9,645,928

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 合 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△73,684	10,229,181	38,742	38,742	2,360	10,270,284
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△192,873				△192,873
当 期 純 利 益		763,759				763,759
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,851	△1,851	2,401	549
当 期 変 動 額 合 計	－	570,886	△1,851	△1,851	2,401	571,436
当 期 末 残 高	△73,684	10,800,067	36,890	36,890	4,761	10,841,720

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

アクリーティブ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久 保 暢 子[㊞]

公認会計士 長谷川 敬[㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アクリーティブ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクリーティブ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

アクリーティブ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久 保 暢 子[㊞]

公認会計士 長谷川 敬[㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクリーティブ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び海外現地法人を含む主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由（会社法施行規則第118条第5号イ及び同号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

ア ク リ ー ティ ブ 株 式 会 社	監 査 等 委 員 会
監査等委員（常勤）	堀 優 二 ㊞
監査等委員	松 尾 直 彦 ㊞
監査等委員	古 賀 政 治 ㊞
監査等委員	小 西 勇 二 ㊞

(注) 監査等委員松尾直彦、古賀政治及び小西勇二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第19期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円50銭といたしたいと存じます。
また、この場合の配当総額は192,873,150円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
1	すが はら たけし 菅 原 猛 (昭和40年8月8日)	昭和63年4月 株式会社鴻池組入社 平成14年4月 株式会社クリード入社 平成14年9月 同社財務経理部長 平成16年6月 同社執行役員財務経理部長 平成17年8月 同社取締役 平成21年10月 当社入社 財務部長 平成22年4月 当社取締役財務部長 平成24年6月 当社専務取締役 平成25年4月 Accretive Service (Cambodia) Co., Ltd.代表取締役（現任） 平成25年8月 Accretive Holdings (Thailand) Co., Ltd.代表取締役（現任） Accretive (Thailand) Co., Ltd.代 表取締役（現任） 平成27年1月 Accretive Asset Management (Thailand) Co., Ltd.代表取締役（現任） 平成27年4月 当社代表取締役社長（現任） アクリーティブ・メディカルサービ ス株式会社代表取締役 アクリーティブ・ファイナンス株式 会社代表取締役	2,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2	い が ら し こう いち 五 十 嵐 幸 一 (昭和34年4月8日)	昭和58年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 平成18年7月 同行津田沼支店長 平成21年1月 同行業務監査部 監査主任 平成21年12月 芙蓉総合リース株式会社営業推進第二部 上席渉外部長 平成25年1月 同社営業推進第二部 推進役 平成25年4月 同社営業企画部 審議役 平成27年4月 同社融資部長 平成29年1月 当社出向 執行役員営業推進部長 平成29年6月 当社代表取締役専務（現任） アクリーティブ・メディカルサービス株式会社代表取締役（現任） アクリーティブ・ファイナンス株式会社代表取締役（現任）	一株
3	たか やま ひろし 高 山 浩 (昭和35年5月23日)	昭和59年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 平成18年10月 同行審査第二部 審査役 平成20年1月 同行企業審査第二部 審査役 平成21年1月 同行小松川支店長 平成23年6月 同行審査第一部と信業務モニタリング室 参事役 平成25年7月 当社出向 執行役員財務部長兼審査部長 平成26年6月 当社取締役財務部長兼審査部長（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	よしだ なおき 吉田直樹 (昭和39年12月7日)	平成7年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成9年3月 ユニオン・バンケール・プリヴェ株式会社入社 平成14年8月 株式会社オルタレゴコンサルティング設立 代表取締役社長 平成15年2月 株式会社T・ZONEホールディングス代表取締役社長 平成19年7月 Don Quijote (USA) Co., Ltd. 社長 平成24年9月 株式会社ドン・キホーテ（現株式会社ドンキホーテホールディングス）取締役 平成25年11月 同社専務取締役 平成25年12月 株式会社ドン・キホーテ取締役（現任） 株式会社社長崎屋取締役（現任） ドイツ株式会社取締役（現任） 平成27年7月 株式会社ドンキホーテホールディングス専務取締役兼ＣＣＯ 平成29年6月 当社取締役（現任） 平成30年1月 株式会社ドンキホーテホールディングス代表取締役専務兼ＣＡＯ（現任）	一株

- (注) 1. 吉田直樹氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ドンキホーテホールディングスの代表取締役専務兼ＣＡＯであり、同社の事業会社である株式会社ドン・キホーテ、株式会社社長崎屋及びドイツ株式会社の取締役であります。
- 当社は、株式会社ドン・キホーテ、株式会社社長崎屋及びドイツ株式会社との間にアセットビジネス事業及びソリューション事業における取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉田直樹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉田直樹氏は、豊富な経営経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断して候補者としております。
5. 吉田直樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は吉田直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬限度額改定の件

1. 提案の理由

平成28年6月21日開催の第17期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。また使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とすること、並びに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与上限額を当該報酬限度額の枠内で年額20,000千円以内とすることをそれぞれ決議いただき、今日に至っております。

このたび、当社は平成30年5月15日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しを行い、当社の業績、企業価値の向上および株価上昇に対する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の士気や意欲を高めること等を目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、新たに業績連動型報酬である年次賞与（以下「本制度」という。）を導入する方針を決議いたしました。

本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同じ3名となります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、相当であると判断しております。

2. 議案の内容

当社は、1. 提案の理由に記載のとおり、役員報酬の見直しを行い、年次賞与を導入することを決議しました。この見直しに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、年額180,000千円以内（基本報酬120,000千円以内に年次賞与分40,000千円以内及びストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬20,000千円以内を合計した金額を加えた年額。ただし、社外取締役の報酬は基本報酬120,000千円のうち20,000千円以内で定めるものとし、年次賞与及びストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬は支給しない。）に改定させていただきたいと存じます。

これにより報酬限度額の改定を行うと共に基本報酬、年次賞与及びストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の区分を明確にするものでございます。なお、この取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の内容は、平成28年6月21日開催の第17期定時株主総会においてご承認いただいたものから変更はございません。また、年次賞与は、業績連動型報酬として毎期の連結業績に基づき当社所定の基準に従い算出された金額を勘案して決定いたします。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

平成28年6月21日開催の第17期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役の報酬限度額を年額20,000千円以内とすることを決議いただき今日に至っておりますが、その後の当社の経営体制の変化や経済情勢など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額40,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役は4名であります。

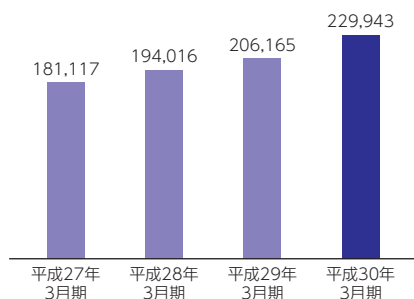
以 上

メ モ

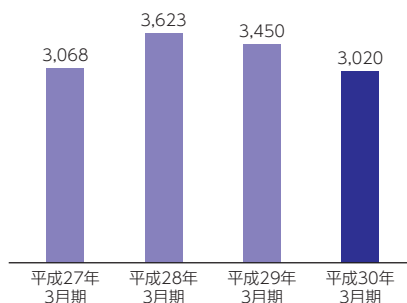
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

(ご参考) 連結経営指標の推移

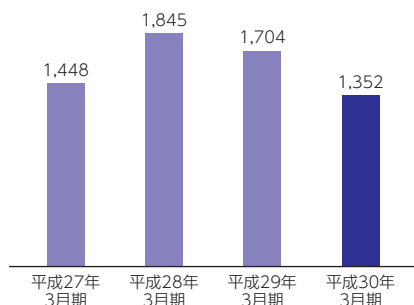
■ 債権取扱高 (単位：百万円)



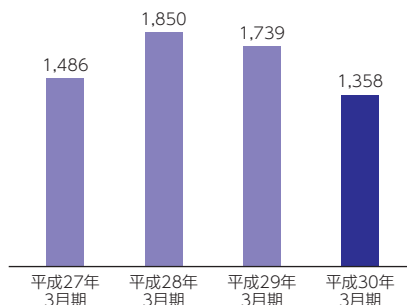
■ 営業収益 (単位：百万円)



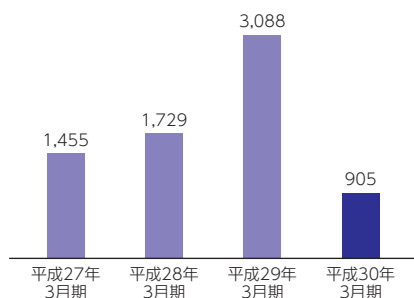
■ 営業利益 (単位：百万円)



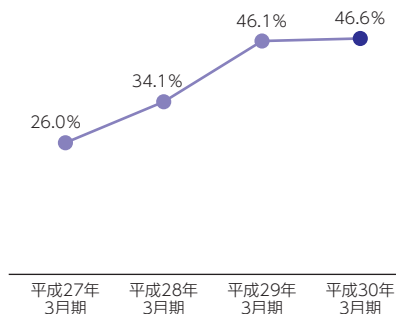
■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 自己資本比率



株主総会会場ご案内図

東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号 住友商事竹橋ビル10F

TKPガーデンシティ竹橋 ホール10B

電話 03-4577-9263



電車をご利用の場合

- ・東京メトロ東西線「竹橋駅」1b出口より徒歩1分。
- ・都営新宿線、東京メトロ半蔵門線「神保町駅」A1出口より徒歩5分。
- ・都営三田線「神保町駅」A9出口より徒歩5分。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

